

「防災力」を高める ～災害から身を守るために～ 避難情報を確認し、災害に備えましょう



平成28年8月の台風10号による水害では、グループホームの入所者が亡くなるなど、高齢者の被災が相次ぎました。そのため、高齢者など皆さんが避難を開始する段階であることをより明確にするため、下記の通り避難情報の名称が変わりました。

避難情報ごとの取るべき行動

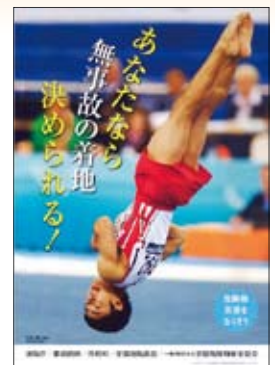
- 避難準備・高齢者避難開始** ▷避難に時間を要する人(高齢者・障がい者・乳幼児など)とその支援者は避難を開始する。
- 避難勧告** ▷被害が予想されるため、速やかに避難場所へ避難する。▷外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や自宅内のより安全な場所へ避難する。
- 避難指示(緊急)** ▷著しい危険が切迫しているため、緊急に避難場所へ避難する。▷外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や自宅内のより安全な場所へ避難する。

問 総務課 (内線224)

「あなたなら 無事故の着地 決められる！」

6月4日～10日は危険物安全週間です

危険物とは消防法で定められた物質で①火災発生の危険性が高い②火災拡大の危険性が高い③消火の困難性が高いという性質があり、代表的な物としてガソリン、灯油、アルコールなどがあります。また、危険物は私たちの身近にあることを再認識し、その貯蔵や取り扱いに注意して事故の未然防止に努めましょう。



家庭での燃料類の取り扱い

ガソリンや灯油は、私たちの生活に欠かせないものです。しかし、これらは危険物に指定されており、火災発生の危険性を高め、一度事故が起こると被害を拡大させます。次のことに注意し、正しい方法で取り扱いましょう。

●購入

セルフスタンドでは、利用客が自らガソリンを容器に詰め替えることはできません。必ず従業員に依頼しましょう。

●容器

危険物の種類によって容器の材質やその容量が定められています。灯油は灯油用ポリ容器、ガソリンは専用の携行缶など用途に適したものを使いましょう。また、ガソリンを灯油用のポリ容器で保管することは非常に危険ですので、絶対にやめましょう。右のマークは法令に適合している容器に貼付されています。

ガソリン携行缶など



灯油用ポリ容器



●量

危険物の品名ごとに、危険性を勘案してそれぞれ指定数量が決まっています。次の表の量を貯蔵したり取り扱ったりする場合、届出や許可が必要となります。

危険物	届け出が必要な量 (事業所など)	届け出が必要な量 (家庭)	許可が必要な量
ガソリン	40ℓ以上200ℓ未満	100ℓ以上200ℓ未満	200ℓ以上
灯油・軽油	200ℓ以上1,000ℓ未満	500ℓ以上1,000ℓ未満	1,000ℓ以上

●保管方法

直射日光の当たる場所や高温になる場所では保管しないようにしましょう。また、危険物や発生する蒸気の流出を防ぐため、容器のふたはしっかり閉めましょう。

問 予防課 (☎3129)